

株式会社西松屋チェーンに対する勧告について

平成27年6月12日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社西松屋チェーン（以下「西松屋チェーン」という。）に対し調査を行ってきたところ、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第3条第1号後段（買ったたき）の規定に違反する行為が認められたので、本日、消費税転嫁対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

本件は、平成27年4月28日に、中小企業庁長官から消費税転嫁対策特別措置法第5条の規定に基づく措置請求を受けた事案である。

1 違反行為者の概要

名 称	株式会社西松屋チェーン
所 在 地	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1
代 表 者	代表取締役 大村 禎史
事業の概要	乳幼児等の衣料品等の小売業
資 本 金	25億2300万円

2 違反事実の概要

- (1)ア 西松屋チェーンは、乳幼児等の衣料品等の小売業を営む事業者であって、前事業年度における売上高が100億円以上の大規模小売事業者である。
イ 西松屋チェーンは、他の事業者と賃貸借契約を締結し、当該事業者から継続して商業施設を店舗等として賃借している。
- (2) 西松屋チェーンは、前記(1)イの事業者のうち、賃料を消費税を含む額で定めているほとんど全てのもの（以下「本件賃貸人」という。）に対し、平成26年4月分以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分の賃料と同額の賃料を同年12月分まで支払った。
- (3) 西松屋チェーンは、中小企業庁が本件について調査開始の連絡をした後、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せせずに支払った平成26年4月分以後の賃料について、同年12月26日までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることを本件賃貸人との間で合意し、同年4月分に遡って当該引上げ分相当額を本件賃貸人に対して支払った。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局取引部消費税転嫁対策調査室 電話 03-3581-3378（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

3 勧告の概要

- (1) 西松屋チェーンは、今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底するとともに、消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。
- (2) 西松屋チェーンは、前記(1)に基づいて採った措置について、特定供給事業者に通知すること。
- (3) 西松屋チェーンは、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

株式会社西松屋チェーン（特定事業者）
（乳幼児等の衣料品等の小売業を営む事業者）

- 1 西松屋チェーンは、他の事業者と賃貸借契約を締結し、継続して商業施設を店舗等として賃借している。
- 2 西松屋チェーンは、店舗等の賃料を消費税を含む額で定めているほとんど全ての賃貸人（以下「本件賃貸人」という。）に対し、平成26年4月分以後の賃料について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、同年3月分の賃料と同額の賃料を同年12月分まで支払った。
- 3 西松屋チェーンは、中小企業庁が調査開始の連絡をした後、平成26年12月26日までに、消費税率の引上げ分に相当する額を上乗せした額まで引き上げることが本件賃貸人との間で合意し、同年4月分に遡って当該引上げ相当額を本件賃貸人に支払った。

本件賃貸人
（特定供給事業者 約60名）

勧告の内容

- 今後、消費税の転嫁を拒むことのないよう、自社の役員及び従業員に本勧告の内容について周知徹底すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うことなど

2 消費税転嫁対策特別措置法の概要（消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置）

○ 特定事業者及び特定供給事業者の定義（第2条第1項・第2項）

	特定事業者（転嫁拒否等をする側）（買手）	特定供給事業者（転嫁拒否等をされる側）（売手）
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
②	右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等

○ 特定事業者の遵守事項（第3条）

① 減額、買いたたき（第3条第1号）
・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること。
・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること。
② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）
・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること。
・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
③ 本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）
商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格（消費税を含まない価格）を用いる旨の申出を拒むこと。
④ 報復行為（第3条第4号）
特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

○ 違反行為者に対する措置（第4条・第5条・第6条）

① 指導・助言（第4条）

特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために必要な指導・助言を行う。

② 公正取引委員会に対する措置請求（第5条）

主務大臣又は中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置（勧告・公表）をとることを求めることができる。ただし、①違反行為が多数に対して行われている場合、②違反行為による不利益の程度が大きい場合、③違反行為を繰り返し行う蓋然性が高い場合、その他④消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実がある場合には措置請求を行うものとする。

③ 勧告・公表（第6条）

違反行為があると認めるときは、特定事業者に対して、速やかに消費税の適正な転嫁に応じる
ことその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表する。